

定期積金

平成22年10月1日現在

商 品 名	定期積金
販 売 対 象	法人および個人の方
契 約 期 間	6ヵ月以上5年以下
払 込	
払 込 方 法	定期または数回にわたり掛金の払込みができます。
払 込 金 額	100円以上
払 込 単 位	100円単位
払 戻 方 法	満期日（払込みが遅れた場合は更正満期日）以後に払戻しいたします。
利 息 (給付補てん金)	
適 用 金 利 (利 回 り)	契約時の店頭表示利率を約定年利回りとして満期日まで適用いたします。
給付補てん金 の支払方法	給付補てん金は満期日以後に一括してお支払いいたします。
計 算 方 法	付利単位を1円とし、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算いたします。
税 金	給付補てん金には、20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優はご利用いただけません。）
付 加 可 能 特 約 事 項	「普通預金」または「当座預金」からの自動振替による掛金の払込みができます。
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約する場合は解約日の前日までの期間について解約日における普通預金利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに払戻しいたします。
金 利 情 報 の 入 手 方 法	店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦 情 処 理 措 置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法務相談室（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。
紛 争 解 決 措 置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法務相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
そ の 他 参 考 と なる 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べます。 ・満期日以後のお利息は解約日における普通預金利率により計算いたします。 ・預金保険制度により元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）